

## 一般社団法人日本ボイラ協会定款細則

### (目的)

第 1 条 この細則は、この法人の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費（以下「会費」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会の手続)

第 2 条 この法人の正会員及び賛助会員（以下「正会員等」という。）は、同時に支部の正会員等とし、入会は、入会申込書（別添様式 1 及び 2）を支部を通じて会長に提出することとする。ただし、支部の正会員等を希望しない者については、この限りでない。

2 前項の入会の申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 正会員等は、第 1 項の入会申込書に記載した主要な事項に変更があった場合は、会長に変更届（別添様式 3）を提出するものとする。

4 特別会員については、会長が予め本人の意向を確認の上、理事会において入会の可否を決定する。

### (会員名簿及び個人の会員に関する情報の取扱い)

第 3 条 前条の規定により入会したときは、この法人の管理する会員名簿に登録し、定款第 8 条から第 10 条までの規定により会員が資格を喪失したときは、登録を抹消する。

2 前条第 3 項の規定により変更届の提出があったときは、会員名簿を調製する。

3 会員名簿に登録された個人の会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について慎重に取り扱うものとする。

### (入会金及び会費)

第 4 条 正会員等の級別の基準及び会費等は、別紙のとおりとする。

### (会費等の納期)

第 5 条 入会金は、入会申込書の提出とあわせ納めるものとし、第 2 条の規定により入会の否が決定されたときは、これを返還する。

2 会費は、1 カ年分を 4 月中に収めるか、又は 4 月から 9 月に至る半カ年分を 4 月中に、10 月から翌年 3 月に至る半カ年分を 10 月中に収めるものとする。年度の途中に入会したものの会費は、月割で計算し、その期又は半カ年分を入会の月に収めるものとする。

### (任意退会手続)

第 6 条 会員が退会しようとする場合は、退会届（別添様式 4）を会長に提出して、任意に退

会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利・義務)

第 7 条 定款第 8 条から第 10 条までの規定により正会員等の資格を喪失した場合は、既納の会費等は返還しない。また、資格喪失後は、正会員等としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第 8 条 定款第 8 条から第 10 条までの規定により正会員等の資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、その理由を記した説明書とともに、改めて第 2 条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会の申込に対しては、第 2 条で定めるところにより、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費等がある場合は、当該未納分を納めなければ、再入会は認められないこととする。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後 5 年間は再入会を認めないこととする。

(サービスの提供)

第 9 条 この法人は、正会員等に会誌その他刊行物の送付、この法人が実施する調査研究事業に関する資料の提供、この法人が主催する全国大会への参加等のサービスを提供する。ただし、級別の基準等により、サービスの提供範囲、内容等が異なる場合がある。

(禁止事項)

第 10 条 会員は、次に掲げる行為を行わないものとする。

- 一 この法人の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- 二 この法人に損害を与える行為又はその恐れのある行為
- 三 会員の財産、権利、プライバシー等を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- 四 会員の名誉又は信用を毀損する行為

(改 廃)

第 11 条 この細則の改廃は、総会の決議を経て行う。

## 附 則

この細則は、この法人が法令で定める一般社団法人の設立の登記をした日から施行する。

(別紙)

## 会員の級別基準及び年会費

	ボイラー・小型ボイラー等 製造者	ボイラー・小型ボイラー等設置者	ボイラー・小型ボイラー等 据付業者 整備業者	ボイラー・小型ボイラー等 運転管理受託事業者	ボイラー・小型ボイラー等 の関連製品の製造・ 販売事業者	その他	会費年額 (別途:入会金)
特 級	① ボイラー製造年間 25 基以上 ② 第一種圧力容器製造年間 50 基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間 10,000 基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器 製造年間合計 1,000 基以上	① ボイラー・小型ボイラーの 伝熱面積合計 500 m <sup>2</sup> 以上 ② 第一種圧力容器設置基数 30 基以上	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付 年間 100 基以上 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備 年間 800 基以上	所属する ボイラー-技士 100 名以上	—	正会員を 合計 5 以上有する 本社等	48,000 円 (1,000 円)
一 級	① ボイラー製造年間 15 基以上 ② 第一種圧力容器製造年間 25 基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間 5,000 基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器 製造年間合計 500 基以上	① ボイラー・小型ボイラーの 伝熱面積合計 250 m <sup>2</sup> 以上 ② 第一種圧力容器設置基数 15 基以上	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付 年間 70 基以上 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備 年間 600 基以上	所属する ボイラー-技士 50 名以上	製造・販売額 (10 億以上/年)	正会員を 合計 4 以上有する 本社等	30,000 円 (1,000 円)
二 級	① ボイラー製造年間 10 基以上 ② 第一種圧力容器製造年間 15 基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間 2,000 基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器 製造年間合計 200 基以上	① ボイラー・小型ボイラーの 伝熱面積合計 100 m <sup>2</sup> 以上 ② 第一種圧力容器設置基数 5 基以上	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付 年間 50 基以上 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備 年間 400 基以上	所属する ボイラー-技士 20 名以上	製造・販売額 (1 億以上/年)	正会員を 合計 3 以上有する 本社等	21,000 円 (1,000 円)
三 級	① ボイラー製造年間 10 基未満 ② 第一種圧力容器製造年間 15 基未満 ③ 第二種圧力容器製造年間 2,000 基未満 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器 製造年間合計 200 基未満	① ボイラー・小型ボイラーの 伝熱面積合計 100 m <sup>2</sup> 未満 ② 第一種圧力容器設置基数 5 基未満	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付 年間 50 基未満 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備 年間 400 基未満	所属する ボイラー-技士 20 名未満	製造・販売額 (1 億未満/年)	正会員を 合計 1 以上有する 本社等	15,000 円 (1,000 円)
費 助 会 員							6,000 円(別途:入会金 1,000 円)
							1 口 30,000 円(別途:入会金 1,000 円)
							10,000 円(別途:入会金 1,000 円)
							8,000 円(別途:入会金 1,000 円)

注記: i) 貫流ボイラーにあっては、伝熱面積に 10 分の 1 を乗じた値を当該ボイラーの伝熱面積として計算する。

ii) 「ボイラー・小型ボイラー等の関連製品の製造・販売事業者」区分に該当するものとして、ボイラー等に関する水処理装置・薬剤、自動制御機器、各種測定機器、各種ボイラー関連製品の製造・販売を行う事業者等という。

# 正会員【加入】申込書

平成 年 月 日

一般社団法人日本ボイラ協会 会長殿

一般社団法人日本ボイラ協会の正会員加入について、次のとおり申し込みます。

事業場	会社名		
	代表者名	⑩	
	所在地	〒	
担当者	氏名		
	所属		
	電話		
	F A X		
	メールアドレス		
ボイラー・小型ボイラー等製造者	ボイラー製造基数／年	基	
	第一種圧力容器製造基数／年	基	
	第二種圧力容器製造基数／年	基	
	小型ボイラー・小型圧力容器製造基数／年	基	
ボイラー・小型ボイラー等設置者	設置ボイラー・小型ボイラー伝熱面積（合計）	㎡	
	第一種圧力容器設置基数	基	
ボイラー・小型ボイラー等据付業者、整備業者	据付基数／年	基	
	整備基数／年	基	
ボイラー・小型ボイラー等運転管理受託事業者	所属するボイラー技士（二級以上）	名	
ボイラー・小型ボイラー等の関連製品の製造・販売事業者	主な取扱製品等	該当レ 記入	金額
	（  ）	<input type="checkbox"/>	10億以上/年
		<input type="checkbox"/>	1億以上/年
		<input type="checkbox"/>	1億未満/年
その他（本社等）	同一企業に属する正会員数（全国）	件	
※入会級別 （支部事務局記入）	特級      1級      2級      3級		

（お届けいただきました情報は、当協会の会員として権利・義務に係る事項の目的以外に使用することはありません）

## 賛助会員【加入】申込書

平成 年 月 日

一般社団法人日本ボイラ協会 会長殿

一般社団法人日本ボイラ協会賛助会員加入について、次のとおり申し込みます。

団体・会社名 (個人の場合は不要)		
業種 (個人の場合は不要)		
代表者名 (個人の場合は氏名)		印
所在地 (個人の場合は住所)		〒
担当者 (個人の場合 不要)	氏 名	
	所 属	
	電 話	
	F A X	
	メールアドレス	
個人 連絡先	電 話	
	F A X	
	メールアドレス	
※入会区分 (支部事務局記入)		① <input type="checkbox"/> 学識経験者      ② <input type="checkbox"/> 団体 ③ <input type="checkbox"/> 個人                      ④ <input type="checkbox"/> 温水発生器のみ設置者

(お届けいただきました情報は、当協会の会員として権利・義務に係る事項の目的以外に使用することはありません)

# 変 更 届

平成 年 月 日

一般社団法人日本ボイラ協会 会長殿

下記事項について変更が生じたので、提出致します。

会 社 名

代 表 者 名

印

所 在 地

変更内容	変更前	変更後
会社名		
所在地	〒	〒
電話		
級別	級	級
その他		

変更理由

( )

